

令和5年12月21日

患者・ご利用者 各位

一般社団法人日本厚生団
長津田厚生総合病院
院長 石田 秀夫

長津田厚生総合病院 閉院のお知らせ

一般社団法人日本厚生団 長津田厚生総合病院は、関東信越厚生局による監査の結果、平成26年10月から平成29年6月の間に診療報酬の基本診療料（一般病棟入院基本料10対1）に不正な請求が行われていたこと等が判明し、令和6年3月1日に保険医療機関の取消処分を受けることとなったため、令和6年2月29日をもって保険診療が停止となり、令和6年3月31日に閉院することとなりました。

令和6年3月1日～31日の間は、健康保険を使った診療ができませんので休診といたします。他院への紹介状は作成いたしますのでお問い合わせ下さい。

不正請求の要因としては、病院のコンプライアンス及びガバナンスの問題と思われま

す。患者様をはじめ関係者の皆様に多大なるご迷惑をおかけしますことを深くお詫び申し上げます。

平成29年7月以降は、法令を順守し運営しておりました。

なお、令和6年4月1日以降の診療につきましては、新たな医療機関にて現在の場所で診療を継続できるようお願いしております。診療科目は、内科外来・眼科外来・泌尿器科外来・人工透析・健診センターです。入院診療は行いません。

患者様と地域の皆様には、新たな医療機関へのご支援をよろしくお願い申し上げます。